訪問看護医療ＤＸ情報活用加算に係る掲示について

令和６年度診療報酬改定に伴い、神戸中央病院附属訪問看護ステーションでは、
オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用した上で
訪問看護の実施に関する計画的な管理を行ない、質の高い医療を提供します。
これにより訪問看護医療ＤＸ情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療ＤＸ情報活用加算　　５０円／月

これに関する施設基準は以下の通りです。

（１）訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成４年厚生省令第５号）第１条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
（２）健康保険法第３条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
（３）医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
（４）（３）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

令和６年１２月１日

独立行政法人地域医療機能推進機構
神戸中央病院附属訪問看護ステーション